

# 笠間市公民連携推進条例の制定について（概要）

## 1. 趣旨

人口減少、少子化・高齢化の進展による人口構造の変化を背景として、地域での暮らしには様々な課題があり、またインフラの老朽化、停滞する地域経済環境が続く中で、人材及び財源を含めて行政のみで公共サービスの維持・向上を図ることは困難となってきました。

笠間市では、これまで各施策の効果向上を目指し、多くの事業で市民の参画をはじめ、民間企業等との連携を図ってきておりますが、地域における多様な問題が顕在化し、また自然災害や感染症の発生など社会環境の変化が続いているなか、既存の仕組みを超えた課題解決に挑戦していく必要があります。

そのために、知識、技術や経営能力など多様な人材、民間企業等が持つ能力を取り入れていくことが必要であり、かつ、そういった企業等から選ばれる市となっていく必要性がより高まっています。

これを踏まえて、本市の「公民連携」を推進する方針、取組みの原則、推進体制等を定める「笠間市公民連携推進条例」を制定します。

## 2. 条例（案）の主な内容

項目	内容
目的（第1条）	<p>将来に向けて持続するまちの形成に向け、公民連携にかかる方針など基本的事項を定め、行政サービスの質の向上、サービス領域の最適化と手法の改善及び地域・経済の持続と活性化を図ることを目的とする。</p> <p>①行政サービスの質の向上 多様化を深め課題解決に向けた効率と向上の双方を実現するサービスの展開</p> <p>②サービス領域の最適化と手法の改善 財源確保や行政コスト削減を含めた公共領域の最適化と行政運営手法の改善</p> <p>③地域及び経済の持続と活性化 地域及び経済の持続と活性化に向けた民間との連携により実施する各種の取組み</p>
定義（第2条）	<p>①民間 市内で事業活動を行う又は行おうとする行政（国及び地方公共団体）以外の者</p> <p>②公民連携事業 上記の目的を達成するために市と民間が連携して行う活動</p> <p>③特定公民連携事業 上記の活動の内、本条例内で規定する審議会等で指定し実施する事業</p>
基本方針（第3条）	<p>市は、行政が所管する全ての分野におけるソフト及びハード事業において、民間と連携して取組むことにより市民サービスの効果向上及び行政の効率化を可能とし、市の持続性に資すると考えられるものは、可能な限り目的を達成するための公民連携事業として実施することを目指すものとする。</p> <p>ただし、法令等の規定により市が直接実施しなければならない事業等は除く。</p>

項目	内容
公民連携事業の原則 (第4条)	<p>①対等性の原則</p> <p>市と民間の双方がもつアイデア、資金、技術、経営能力といった資源について適切な相互負担を行うとともに、相互への効果をもたらす取組みとする。</p> <p>②多様性の原則</p> <p>常に公共的な視点を持ちながら民間は主体的に多様な課題解決に資する活動を行い、市は、事業の提案実施の是非を含めた可能性の検討について、民間の規模や実績にとらわれることなく推進する。</p> <p>③総合性の原則</p> <p>市と民間の双方において部局にとられない体制を整え、複数の課題を同時に解決する総合性が高い取組みを推進する。</p>
ガイドラインの作成 (第5条)	<p>公民連携事業を推進するにあたり特定公民連携事業を含む協定や財産活用などの公民連携の検討、実施する上での指針となる笠間市公民連携ガイドラインを作成し、公表する。</p>
特定公民連携事業 (第6条)	<p>施設建設費がおおむね10億円以上、事業の運営費等がおおむね0.5億円以上の事業は特定公民連携事業(ただし、公共事業の内、道路整備事業などにおいて効果の発現が予測できない場合は除く)とし、笠間市公民連携審議会を経て整備や運営手法を指定する。</p> <p>この場合において、指定管理者制度など別に制度化がされている手法が妥当と指定された事業は、それぞれ既存の条例等の規定により手続きを進める。</p>
笠間市公民連携審議会 (第7条)	<p>特定公民連携事業の諮問機関として設置</p> <p>1. 所管</p> <p>(1) 特定公民連携事業の手法を含めた指定及び評価に関すること</p> <p>(2) 公民連携事業の進捗に関すること</p> <p>2. 構成</p> <p>学識経験者5名以内</p> <p>※本審議会は、特定公民連携事業の方式等の諮問機関であることから、専門的知識や経験を有する法曹、大学などの学識経験者を想定している。</p>
提案等の募集 (第8条)	<p>市は、公民連携相談窓口を設置し、市の課題や目標等を示した上で、随時、公民連携事業の提案募集等を実施する。</p>
施行日	<p>公布の日から施行</p>